平成２２年（フ）第２２３号
秋田市仁井田福島１丁目21番12号　メゾンM&M101
債務者　佐藤　明子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２５号
秋田市外旭川字神宮田47番地３
債務者　三浦亜由美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２７号
秋田市将軍野南２丁目４番29号　高野アパート１Ｆ
債務者　若松　朋子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２８号
秋田市新屋松美ガ丘南町22番23号
債務者　菊池　　孝
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３５号
秋田市将軍野堰越８番11―205号
債務者　山初美也子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７号
福島県伊達市下志和田22番地の４　八巻一康方、住民票上の住所福島県伊達市保原町字六万坊36番地８
債務者　松浦　　豊
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１２５号
福島市岡部字沖川原48番地の６
債務者　益山　忠広
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１２６号
福島市岡部字沖川原48番地の６
債務者　益山　信子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５８号
群馬県桐生市相生町５丁目554番地の13
債務者　吉田　廣一
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第５９号
群馬県桐生市相生町５丁目554番地の13
債務者　吉田　民江
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第６０号
群馬県桐生市相生町５丁目554番地の13
債務者　吉田　亜紀
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２３９号
千葉県八千代市勝田台南２丁目22番Ｉ―303号
債務者　北山　友恵
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３８５号
千葉県習志野市実籾２丁目40番１―912号
債務者　小池　康夫
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３８６号
千葉県習志野市実籾２丁目40番１―912号
債務者　小池　玲子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４０６号
千葉市美浜区高浜１丁目２番８棟406号
債務者　磯　詞津記
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４０７号
千葉市美浜区高浜１丁目２番８棟406号
債務者　磯　　里子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４３０号
千葉県船橋市前貝塚町1017番地２　木村コーポ105号
債務者　松尾　夏紀
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４３５号
千葉県市川市柏井町２丁目1296番地４レオパレスプレアデス110号
債務者　長谷　信幸
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係